

# みんなで止めよう！安保法案 かながわ緊急大集会

## 雨の中、6000人の訴え

# 横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL http://www.yokoben.or.jp/

9月6日、安保法案の参議院審議が大詰めを迎える中、反町公園において当会主催、日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会の共催で、集団的自衛権の行使を可能とする安保法案の廃案を求める「みんなで止めよう！安保法案 かながわ緊急大集会」が開催された。

当会は、昨年の集団的自衛権行使容認の閣議決定以降、数々の集会・シンポジウムを開催し、反対の声を上げてきた。法律の専門家のほとんどが違憲と判断する安保法案の成立は、立憲主義の死を意味するものであり、弁護士としても到底看過することはできない。そうした思いは国民にも広がり、8月30日の国会前周辺のデモには12万人以上が集まるなど、非常に大きな運動となっていた。この運動をより活発なものとし、より多

くの市民に呼びかけるため、9月6日というこれ以上ない時期に当該大集会を開催されたのである。この集会には、雨の中、6000人も市民・弁護士が集まり、皆々が安保法案への反対の声を上げた。リレートークには、ジャーナリストの鳥越俊太郎氏、漫画家の石坂啓民、安保関連法案に反対するママの会@神奈川の鈴木法子氏のほか、国会議員の江崎孝議員(民主党)、畑野君枝議員(共産党)、福島みずほ議員(社民党)

浜の町に響いた。9月19日未明、安保法案が参議院で「成立」したことになったことは非常に残念である。しかし、私たち国民は、何ら具體的の示されない政府答弁、全く結果が反映されなかった新横浜での地方公聴会、総括質疑すら行わず与党議員がスクラムを組み「聴取不能」の状態で起立と着席が繰り返された。各発言では、それぞれの発言者の率直な意見が述べられ、参加した市民にとっても共感することのできるリレートークとなった。

### 第58回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

## 女性と労働

日本の貧困化をくいとめるために

返されただけの委員会採決、発言の時間を制限されたことになったことは非常に残念である。しかし、私たち国民は、何ら具體的の示されない政府答弁、全く結果が反映されなかった新横浜での地方公聴会、総括質疑すら行わず与党議員がスクラムを組み「聴取不能」の状態で起立と着席が繰り返された。各発言では、それぞれの発言者の率直な意見が述べられ、参加した市民にとっても共感することのできるリレートークとなった。

(会員 永田 亮)

9月13日、当会会館5階において、日弁連人権擁護大会のプレシンポジウム「女性と労働〜日本の貧困化をくいとめるために〜」が開催され、50名以上の参加者を得た。和光大学現代人間学部の竹信三恵子教授の基調講演では、日本において、「天に扶養されているから、家事の片手間仕事だから、安くて不安定でも問題はない」というように、非正規労働の低処遇を放置してきたことが女性の貧困の原因であること、国際的にみても女性の貧困率が高く、女性活躍指数が低い現状等が

解説された。その上で、政府が掲げる「女性活躍」では、正社員として働き家事労働も負担する「活躍」のみに焦点が当たり、これができなければ低処遇と不安定雇用が待っているという女性の貧困化への対策の弱さの問題点が指摘された。そしてその対策として、長時間労働や転勤を前提とした正

講演する竹信教授

社員という標準労働者像の転換の必要性、家事労働の行政や男性への分配、最低賃金の引き上げの必要性等が示された。次に、昨年度の当会人権賞受賞団体である一般社団法人インクルーシブネットワークかながわの鈴木晶子代表理事から、生活困窮者自立支援法施行後、同法人が受託する鎌倉市及び藤沢市における生活困窮者支援事業の現状報告があった。特に、支援における専門機関、民生委員、民間団体等の地域との連携の重要性が訴えられた。

(会員 佐藤 正知)



横浜弁護士会は  
2016年4月1日  
「神奈川県弁護士会」  
になります。

## 山ゆり

幼少のころ、デパートの屋上で何気なく目にした熱帯魚の強烈な色のコントラスト。目を奪われた私は、お年玉をかき集め、水槽と砂、エアープンプなどを買い込み、小さな熱帯魚を飼い始めた。当時の熱帯魚飼育の立ち位置たるや、どこかの金持ちの道楽と思われていた時代であったから、文献も乏しく、飼いは、暗い明かりの下でぼんやり佇む熱帯魚を見ては、にんまりしていた。それでも十分楽しい時代であった▼あれから30年。今や某女優も熱帯ナマズを飼っていると公言するなど、熱帯魚飼育は一般的になった。飼育機材も大きく進歩し、隔世の感を禁じ得ない▼金魚と熱帯魚の違いについて聞かれることがある。誤解を承知で言うと、金魚は水槽の主役だが、熱帯魚は主役であるとは限らない。熱帯魚が泳ぐ水槽では、自然に横した水景を作るのが一般的であり、この場合魚はむしろ水景の引き立て役となるからである▼思うに弁護士も、例えれば金魚というよりは熱帯魚に近いかもしれない。目立ちすぎず、さりとして埋没せず。この微妙なバランス感覚は弁護士業務に通ずるといえる。

(千歳 博信)

第58回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

意思決定支援と成年後見制度

9月13日、神奈川県民 擁護大会プレシンポジウム「意思決定支援と成年後見制度」

第3部後半パネルディスカッションの様子

後見制度の認知症や障がいのある人の自己決定権について考える... 川島志保会員から、「意思決定支援ってなに?」と題して、意思決定支援の内容や海外の状況について解説があった。

和泉短期大学の鈴木敏彦教授から、「障害者権利条約と意思決定支援」と題して、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」のローガンにふれつつ、社会福祉の視点から障害者権利条約について解説があった。

その企業、本当に法的整理が必要ですか?

9月18日、横山明会員を講師に迎え、「中小企業の私的再生」研修会が

行われた。研修会では、私的再生の全体像を俯瞰し

クールな口調ながら熱のこもった解説をする横山会員

た後、相談から再生に至るまでの手続の大きな流れと、手続の各場面の概要について解説がされた。その後、横山会員が設定した参考事例を用いて、私的再生のケーススタディが行われた。

再生支援協議会に、2年間非常勤で出向し、私的再生に関する経験を持つ。そんな講師の経験に裏打ちされた解説により、参加した会員の多くが比較的馴染みの薄い私的再生について、具体的なイメージを持つことができたことと思う。

消費者同様、負債に苦しむ事業者は多いはずである。しかしながら、法的整理に伴う信用低下等を恐れて、有効な対策を講じることができず、結果的に手遅れ(破産)になってしまいうケースは多

いはずである。そのような事業者のニーズに応えるために、今後は、弁護士が事業者の私的再生に積極的に関わっていく必要があるのではないかと。法律相談センター運営委員会は、そのように考えて、本研修会を実施した。今後、当委員会では、各種の相談会、研修会、セミナー等を通じて、相談事業の活性化を図っていく所存である。

法律相談センター 運営委員会 相談事業部会副部長 山田 英男

不動産に関する無料合同相談会

ワンストップサービスの実現に向けて



みみんとのるんも応援に来たよ

9月10日、横浜駅東口 とうり前広場(新都市プラザ)において、弁護士、不動産鑑定士及び土地家屋調査士による不動産に関する無料合同相談会が開催された。

本無料合同相談会の目的の一つは、これまでに当会法律相談センター運営委員会が培ってきた士業連携の枠組みを活用し、いわゆるワンストップサービスの可能性を模索するものであった。この点、相談者の中には弁護士、不動産鑑定士、土地家屋調査士の三者すべてに相談し、それぞれの専門的知見を得て、大変便利であったと述べた方もいた。

法律相談センター運営委員会では、今後も利用者の利便性の向上と、当会及び当会法律相談センターの広報等に尽力すべく、さまざまな機会において活動していく予定である。

(会員 藤田 章弘)

県庁相談は堅調だった!

前期執行部から始まった神奈川県庁開放日の理事者による法律相談。今期執行部もやってきました

た。当執行部は、8月15日と9月22日の2日にわたって法律相談をしたが、初秋の県庁に熱気をもたらすべく(?)、後者は佐藤裕副会長と筆者が担当した。

当日は、親子連れからカップルまで大変な賑わいであり、楽しい気分の方々がかりの中、法律相談をしたと思う人がいるのかと不安を抱えながらの参加だったが、3時間の相談時間に対し、6組の相談者に訪れていた

だき、やりごたえのある法律相談となった。我々は、法律相談を行ういつつ、会名変更のアピールも行った。しかし、会名が変わる以前に「横浜弁護士会」の名称を知らないという方が大半であった。まだまだ広報が足りないということを感じた。今日も、「神奈川県」の弁護士会として、県民のみなさまのお役に立てるよう、基本的人権の擁護と社会正義の実現に努めていきたい。

(副会長 坂本 正之)

# 裁判員裁判で

## 弁護人に求められることは

### 裁判員経験者の意見交換会を傍聴して

9月24日、横浜地方裁判所で開催された裁判員経験者の意見交換会を傍聴した。

意見交換会では、裁判員経験者5名が、冒頭陳述・証拠調べ・論告弁論の各場面における検察官・弁護人の活動に対する意見、評議の感想、今後裁判員に選ばれる方々へのメッセージ等を述べられた。また、法曹三者は1名ずつが参加し、裁判員経験者に対して質問をした。

5名の裁判員経験者は、それぞれ異なる裁判員裁判で選任されていた

が、奇しくも全員が人の生命に関わる事件を担当されており、中でも、精神疾患を抱えた被告人の裁判員裁判が過半であったことが特徴的であった。評議の感想の中で際立っていたのが、「被告人の生い立ちには同情したが、感情に流されないように、冷静に公平に判断しよう」と努めた。「精神疾患がある被告人だったが、罪は罪なのにそのことで刑が軽くなって良いのか葛藤を抱えた」といった、量刑判断の場面における悩みであった。人を裁くということの

重みを実感させられるとともに、なぜ一般情状において被告人の生育歴が考慮されると考えられているのか、責任主義がとられている意義は何処にあるのかといった、法律家が共通認識を有し自明と捉えがちなことを、改めて追究する姿勢が求められていると感じた。意見交換会の傍聴を通じて、裁判員の経験者がどのようなこと考え、弁護士をはじめ法律家に何を求めているのかを垣間見ることができ、非常に貴重な経験となった。

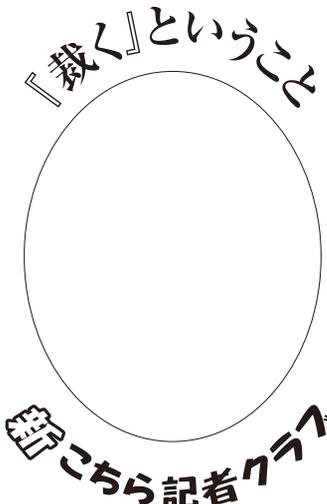
本年2月に起きた川崎市中学一年生男子殺害事件において、当会犯罪被害者支援委員会の委員が遺族の支援活動を担当しているが、この活動が特に報道対応の点で遺族の精神的負担軽減に貢献し、もって捜査の充実にも繋がったとして、10月22

## 犯罪被害者支援委員会に感謝状贈呈

日、神奈川県警察川崎警察署から感謝状が贈られた。当委員会が外部から表彰されるのは初めてのことで、全国的にも珍しい。重大事件における集団的過熱取材に対しては早期の弁護士介入が重要だ。当委員会は、今後も関係機関との連携を深め、被害者に充実した支援を提供できるよう、頑張っていきたい。

(会員 武内 大徳)

川崎警察署長から服部知之委員に感謝状贈呈



『裁く』ということ

人、検察官が対面し、法廷で審判の時を待っている。傍聴席には自分、そして一番後ろに証言台へ呼ばれる被告人。

だが、退廷する際、女性と目が合うと、表情が少しだけ歪んだ気がした。女性はハンカチで目元を抑え、誰も居ない法廷に「ごめん、なさい」と頭を下げ退廷した。無断欠勤・遅刻なし。乗客への思いやり。評判は「誠実でまじめな男」。彼を責め立てる理由はみつからなかったが、それでも「人を死なせた」という十字架は間違いなく重かった。

記者の私たちに「裁く」とはできない。それでもその難しき判断にもがきながら証言者として、傍聴席でしっかりと法廷を見つめていきたい。

座る女性のいつもの2人。女性性は被告人の妻だった。大きくなったお腹を抱えるように

息つく暇もなく、執行猶予付きの有罪判決が言い渡された。男性は顔色一つ変えなかつ

理事者室 だより

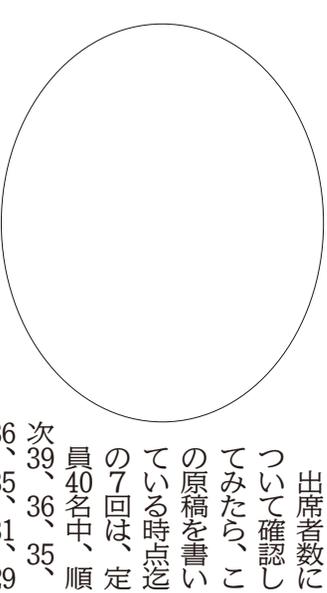
# 雨、あめ、傘

副会長 佐藤 正幸

温暖化によるものか雨の被害の多い夏でした。恵みの雨ともなりませんし、私自身は、嫌いではなく、苦にもなりません。ただ、当会主催の2回も兼ねて、参加した5回の屋外集会はいずれも雨で、特に浴衣での七夕パレードは折角の企画が萎んでしまったようでとても残念でした。おまけに、も兼ねて、参加した5回の屋外集会はいずれも雨で、特に浴衣での七夕パレードは折角の企画が萎んでしまったようでとても残念でした。おまけに、

## 出席することの重み

会員 田中 恒司 (60期)



本年度から常議員会の定員が増えた影響は出ているだろうか。ベテランの先生の発言はいつも大変示唆に富むものであるが、これは定員増とは関係がなさそうである。数が増加した若手からの発言は多いと思う。総じて充実した議論がなされていると思うが、従前にくらべて変わったのかどうかは私には比較のしようがない。

## 常議員会

出席者数について確認してみたら、この原稿を書いている時点迄の7回は、定員40名中、順次39、36、35、36、35、31、29名である。35人定員の昨年、第1回から第7回まで、順次30、31、30、26、29、26、34名であった。出席率は昨年とそれほど変わっておらず、少なくとも約4分の3が出席していることになる。4分の3が高いのか低いのか意見があるかもしれないが、同規模の定員の委員会に比べれば高い出席率であろう。

第1回 弁護士のメンタルヘルス

不調に気づく

かりベクリニック院長 刈部 千恵

先日、書棚を整理して... 不調に気づく

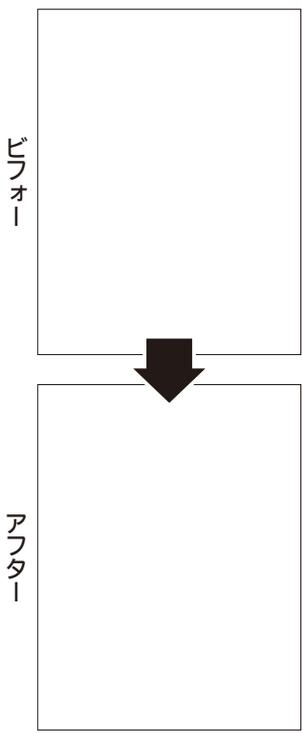
メンタルヘルス不調... 不調に気づく

私の赤じい

会員 井町 順一

いきなりですが、私、3か月で10kg痩せました... 私の赤じい

3ヶ月で別人に!?

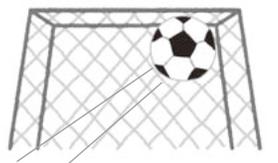


Before After... 3ヶ月で別人に!?

痛、肩こり、食欲不振... 不調に気づく

関東中部サッカー大会

初開催!



9月5日、静岡県の草薙総合運動場にて、東京、横浜、静岡、名古屋の合計4会が参加した関東中部サッカー大会が開催された...

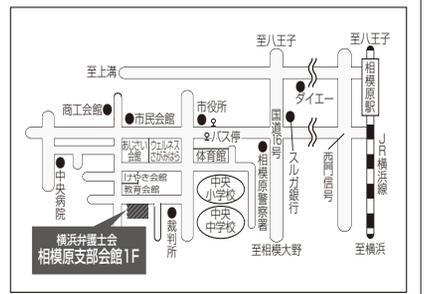
健闘した横浜サッカー部メンバー

健闘した横浜サッカー部メンバー... 初開催!

横浜弁護士会 相模原法律相談センター

電話/042-776-5200 予約受付時間/月・水・金曜 9:30~17:00、火・木曜 9:30~20:00

- ◆総合相談 (30分以内・5,000円) ◆多重債務相談 (30分以内・無料) ◆離婚相談 (30分以内・5,000円) ◆相続相談 (30分以内・5,000円)



火曜(多重債務)・木曜(総合)は20時まで夜間相談を行っています

編集後記

花粉症は、春だけのものと思っていませんか... 編集後記